

相続に関する相談事例

～ 没イチの方からの相談 ～

その16

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第16回目は、「没イチの方からの相談」について解説します。「没イチ」とは、第一生命経済研究所の小谷みどり氏の造語で、「配偶者が没し、一人になったこと」を指します。没イチになった方から「姻族関係終了届」についての相談です。

● 姻族関係終了届とは

配偶者が亡くなった後に、「婚姻関係終了届」を出す人が年々増加しています。2015年（平成27年）には2,783件だった届け出が、2024年（令和6年）には3,627件と増加傾向です。日本では、役所に婚姻届を提出すると、配偶者との婚姻関係だけでなく、配偶者の両親や兄弟姉妹など姻族との関係も結ばれます。

婚姻関係が破綻して役所に離婚届を出すと、婚姻関係の終了と同時に、配偶者の親族との婚姻関係も自動的に終了します。

ところが、配偶者が亡くなった場合は事情が異なります。配偶者の死亡届を役所に提出すると、婚姻関係は終了するのですが、配偶者の親族との姻族関係はそのまま継続されるのです。三世同居が一般的な時代は、夫が亡くなった時に夫の両親がまだ健在であれば、夫の妻は、そのまま義理の両親の世話をするのが当たり前とされていました。しかし、核家族化が進み、一緒に住んでいなければ、配偶者の両親を家族だとは思にくいこともあって、配偶者が亡くなった後に、舅や姑、兄弟姉妹とは付き合いたくないと考え、姻族関係終了届を提出する人が増えているのではないのでしょうか。「夫と結婚したのであって、夫の親族と結婚したわけではない」と考える妻も多いと思います。

遺された配偶者が死別後「姻族関係終了届」を、届出人の本籍地または所在地のいずれかの市区町村役場に提出すれば、届けた日からその姻族関係を終了させることができます。

結婚で「家に入る」という認識が薄れてきているとはいっても、「家族が親の介護を担うべきだ」という風潮は今も根強いと思われます。しかし、法的には、義理の子が義父母の扶養義務を負うことは原則ありません。

民法877条は、直系血族（親・子）および兄弟姉妹は互いに扶養義務があると規定し、さらに、特別の事情がある場合には、家庭裁判所の審判により三親等内の親族（おじ・おば、甥・姪など）にも扶養義務を課すことができるとしています。

民法の規定上は義理の子は義父母の介護や扶養の義務はありませんが、姻族関係終了届の提出によって、義父母や死亡した配偶者の兄弟との親族（姻族）関係が終了し、法的に縁を切ることができます。そのことによって、精神的なけじめや、義父母の介護などから解放されたいと考える人が多いと思われます。

なお、姻族関係終了届を提出しても、亡くなった配偶者の子と義父母の血族関係は続くことから、義父母の遺産を孫が代襲相続するときには、遺産分割でもめることになる可能性があることに留意しておかなければなりません。

また、姻族関係終了届で姻族関係を終了したとしても、苗字は、配偶者が亡くなる前の状態のままで、結婚前の戸籍や姓に戻したい場合には、姻族関係終了届ではなく、「復氏届」を提出しなければなりません。復氏届の件数は、年間1,600件あたりで横ばいで推移しており、令和6年の場合には、復氏届よりも姻族関係終了届を出した人の方がずっと多いことになります。子がいる場合に復氏するのは手続きがややこしいこともあり、よほどの理由がない限り、苗字を戻そうと考える人はそんなに多くはないのかもしれませんが。

● 主な戸籍の届出事件数（出典：e-Stat（政府統計の総合窓口）戸籍統計 種類別届出事件数）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
姻族関係終了	3,022	2,934	3,065	3,159	3,627
復氏	1,610	1,553	1,601	1,570	1,665

（文責：山本和義）